

認定番号	01P105-01
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	株式会社フジタ
作業所名	中尾トンネル作業所
作業所所在地	長崎県長崎市田中町642-1
工期(自)～(至)	(自)平成26年7月18日～(至)平成30年9月14日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事
工事概要 (120字以内)	長崎自動車道の4車線化工事のうち、中尾トンネル工事です。 工事場所:長崎市芒塚町から長崎市田中町 工事内容:工事延長 2,516m トンネル工事 1,686m 土工区間 271m 橋梁下部工 橋台4基 橋脚2基 他

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



工業用扇風機(スポット送風)



橋台設置送風機 φ500



大型送風機(坑内)



覆工セントル送風機 φ300



ミスト送風機(坑内)

* 作業場所に適した送風機を選定し、必要台数を設置した。
風を受けることで体感温度は下がり、快適に作業ができた。
結果、熱中症を発症する者はいなかった。

【審査項目②】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



作業員休憩所ウォーターサーバー設置



経口補水液(スポーツドリンク)



作業員休憩所 熱中症予防飴

- * 作業場所ごとに休憩所を設置し、ウォーターサーバーを備えた。
- * ウォーターサーバーと同時に熱中症予防飴を備えた。
- * スポーツドリンクをクーラーボックスに入れ、各作業場所へ備えた。

【審査項目③】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

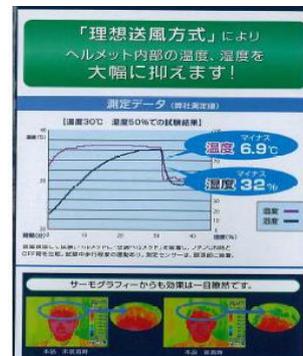
- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください



全員に空調服を支給(試着・説明)



空調ヘルメット 交通誘導員に支給



- * 空調服: 電動ファンにより服の中に外気を取り込み、汗の気化熱で体を冷やす。熱中症対策として大きな効果を発揮する。100着購入し作業員に支給した。
- * 空調ヘルメット: 電動ファンで外気を送り、汗の気化熱で頭部を冷却する。20台購入し、交通誘導員に支給した。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



トンネル坑内の安全確保、資機材の整理整頓を図るため、切羽に向かって右側を安全通路
左側を駐機場所、資機材置き場として明確に表示し、維持管理を行なっている。

■施策(二)



一期線に隣接してのクレーン作業において、事故防止及びクレーンオペレーターの負担
を軽減することを目的に、接触防止センサーを取り付けた。

■施策(三)



切羽観測システム



警報機

トンネル切羽の岩質は、凝灰角礫岩と安山岩であるが、ひび割れが発達し脆弱な状態である。鏡面の変動を観測するため、切羽自動観測システムを採用した。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



リスクが大きい切羽作業の照度を確保するため、メタルハライドランプ1Kw×4台を設置し、270ルクス以上の照度を確保した。(ガイドラインの照度は150ルクス以上)

■施策(二)



コントラファン 2,000m³/分 伸縮ダウ式電気集塵機 散水車による坑内散水
トンネル坑内の空気環境(粉じん、排気ガス等)対策として、コントラファンによる送気、
集塵機による清浄、散水による粉じん飛散防止などを行なっている。

■施策(三)



濁水処理設備の仮囲い バッチャープラント防音ハウス
騒音を発生する施設の周囲には仮囲いを設置し、防音対策とした。特に騒音発生が大きい
バッチャープラントは防音ハウスを設置した。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



鋼製の大型型枠(8回転用)



橋脚施工状況

日見夢大橋下部工の橋脚(高さ40m)施工において、鋼製型枠を製作し、大型化することで、省力化、効率化、安全性向上を図った。

■施策(二)



エレクター付き吹付機

エレクター付き吹付機を使用することで、一次吹付～鋼製支保工建込み～二次吹付まで、同一機械での施工が可能となり、効率化、省力化、安全性向上を図っている。

■施策(三)



三次元測量システム

トンネル坑内での測量は、制約を受けることが多いので、プログラムを内蔵した三次元測量機器を導入し、作業性を向上させ負担軽減を図っている。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



坑内リフレッシュルーム(喫煙室・禁煙室) スポットクーラー設置 室内
坑内作業員の発破時退避場所及び小休憩場所として、坑内2箇所にリフレッシュルームを設置している。喫煙室と禁煙室を分け、スポットクーラーで冷気を送っている。

■施策(二)



エアシャワー装置

坑内出口にエアシャワー装置を設置し、坑外へ出るときは付着した粉じんを除去し、リフレッシュにつなげている。

■施策(三)



ショートアームベースマシン0.8m3



超低騒音型油圧ブレーカー3t

日見夢大橋の大口径深礎工(φ12m)の掘削作業は、ショートアームベースマシンと超低騒音型油圧ブレーカーの組み合わせで行なった。作業性が良くオペレータの負担軽減と騒音障害防止になった。(この組み合わせは全国的にも数台のみ在籍)

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



現場トイレ仮囲い(目隠し)



現場トイレ設置(男3、女1)



女性用(快適トイレ)



男性用(洋式便座、水洗、フラッパー機能、照明)



快適トイレカタログ

現場の必要箇所にはトイレを設置している。仮囲いによる目隠し措置を行い、男女別のトイレとしている。女性用トイレは快適トイレを使用し、男性用は洋式便座、水洗、フラッパー機能、照明を備えている。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



作業員休憩所外観



女性専用休憩所外観



作業員休憩所内部様子



日見夢大橋作業員休憩所

作業員の休憩所は、大型休憩所(写真)2箇所、女性専用休憩所(4坪ハウス)及び各作業場所(4坪ハウス5棟)に設置した。
全ての休憩所は、ルームエアコン、ウォーターサーバー、机、椅子、薬などを備えている。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



坑内リフレッシュルーム2箇所設置(喫煙室棟と禁煙室棟)



屋外喫煙場所



屋外喫煙場所

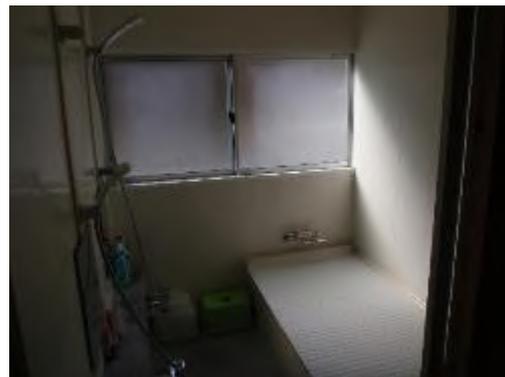
作業所に係る建物(事務所、詰め所、休憩所等)全てで、室内は禁煙と定め屋外に喫煙場所を設置している。

坑内のリフレッシュルームは、坑内での喫煙をなくすため、喫煙棟と禁煙棟を分けて設置している。

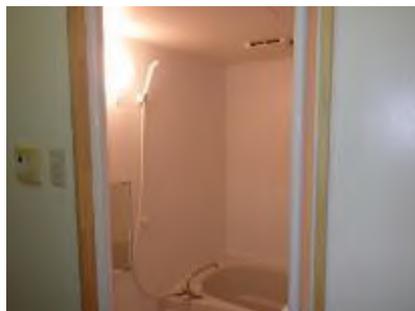
【審査項目⑪】《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



寄宿舍のシャワーを開放中



女性専用シャワー設備

作業所で設置している寄宿舍のシャワー(10台)は、全ての作業員に開放している。
毎月の安全教育・訓練の時に、周知をしている。また、女性専用のシャワー室も設置し
明示している。
給湯器を設置しているので、いつでもお湯が使えるようになっている。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



寄宿舍内の談話室

* 寄宿舍の1室を談話室として開放している



コーヒーマーカー設置

■施策(二)



ぶら下がり健康器具

* ぶら下がり健康器具で腰痛予防や心身のリフレッシュ

■施策(三)



マッサージチェア

* マッサージチェアで心身のリフレッシュ

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



寄宿舎洗面台 5人用

寄宿舎に設置している洗面台 5人同時に洗面できるようにしている。

■施策(二)



女性用 鍵付きロッカーを備えた更衣室 男性用

鍵付きロッカーを備えた更衣室を設置している。

■施策(三)



食堂

賄い(専門外注)付きの食堂を備えている

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



洗濯機と乾燥機のセット

備え付けている洗濯機は全て乾燥機とセットにしている

■施策(五)



食堂に設置している電気製品

テレビ、冷蔵庫、電子レンジ、トースターを備えている

■施策(六)



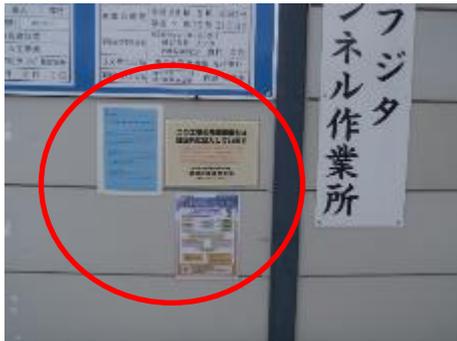
事務所に備えた製氷機

飲食用で使用する製氷機(夏場は熱中症予防兼用)を備えている。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



現場事務所来客者玄関に掲示



打ち合わせコーナーに掲示



事務所会議室に掲示



安全衛生協議会にて指導・要請

* 国土交通省の社会保険加入のリーフレットを掲示し、周知を図っている。

* 毎月開催の安全衛生協議会(事業主・管理者参加)において、社会保険加入の指導・要請を継続的に行なっている。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてご記載ください

【元請】

Table with columns for company name, agreement type, and terms. It details the 36-hour agreement for 100 hours per month.



特選第1部 プロフェッショナルの「時短」実践

仕事効率化の11の鉄則

- 1 「残業しない」と決める
- 2 「重要でない仕事」は思い切って切る
- 3 「いつものやり方」を疑ってみる
- 4 連絡だけの会議はなくす
- 5 PDCAを高速で回す
- 6 最初から「半減」「削減」を目指す
- 7 「マイクロマネジメント」をしない
- 8 「他人の力」を借りることを躊躇しない
- 9 最初から「完璧」を目指さない
- 10 ムダを指摘し合える場を作る
- 11 メールではなくチャットを使う

作業所36協定(100時間/月)

各人の残業時間記載

時短11の鉄則

1ヶ月の残業時間は60時間未満を目標に管理している。職員休日予定表の作成、各人の残業時間記載(全職員で認識、平準化)、時短鉄則の表示などを活用している。

【下請】

Table with columns for company name, agreement type, and terms. It details the 50-hour agreement for 50 hours per month.

Table with columns for company name, agreement type, and terms. It details the 80-hour agreement for 80 hours per month.

元請関連会社36協定(50時間/月)

地元小規模会社36協定(80時間/月)

元請関係会社(トンネル工事)は36協定と一年間の変形協定を結んで守られている。地元の小規模会社については、36協定の必要性を指導した後、新たに締結しました。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <p>・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p> <p>・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績</p>			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6	6	4(日)、11(日)、18(日)、29(木)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	4	1(日)、2(月)、3(日)、29(日)
2月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
4月	7	5	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、30(日)
5月	6	9	3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日)
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、9(日)、16(日)、23(日)、29(日)、30(日)
8月	6	7	6(日)、13(日)、14(月)、15(火)、16(水)、20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、10(日)、16(土)、17(日)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、15(日)、21(土)、22(日)、29(日)
11月	6	5	5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、26(日)
12月	7	7	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、29(金)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	10	1(月)、2(火)、3(水)、4(木)、5(金)、6(土)、7(日)、14(日)、21(日)、28(日)

<p>【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》</p> <p>その他の環境整備 (定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)</p> <p>①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、 について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])</p>
<p>■施策(一)</p> <p>数値目標:一ヶ月の残業時間60時間未満</p> <p>目標達成のための取組み:ノー残業デー等を定めて取り組んでいる。</p> <p>達成度:トンネル工事の特殊性があり(昼夜2交代制)、達成は厳しい状態が続いていたが、徐々に取組みの効果が現れている。</p>
<p>■施策(二)</p> <p>数値目標:一ヶ月の休日6日以上取得(土曜日2日、日曜日4日)</p> <p>目標達成のための取組み:毎月全職員の休日取得予定表を作成する。</p> <p>達成度:振替休日を取得したりして、概ね取得できている。</p>
<p>■施策(三)</p> <p>数値目標:残業時間の短縮20時間/月及び休日取得6日以上</p> <p>目標達成のための取組み:作業所職員のスライド勤務体制の導入(平成30年3月開始) 作業所職員13名の作業内容の軽重を加味して出勤、退社時間をそれぞれで設定する。 勤務していない時の担当職務は、全員で補う。</p> <p>達成度:全員で取組み、明確な成果をあげる。</p>

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



刈払い機取り扱い作業 学科



刈払い機取り扱い作業 実技



粉じん作業従事者特別教育



低圧電気取扱者特別教育



足場の組立て従事者特別教育

* 危険有害業務に従事する作業員の安全衛生教育(特別教育)を事業者に代わり、
実施した。
(作業所会議室、教育資料、機器設備、外部講師等)

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、

を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



協議会(職長会)による安全パトロールを実施している。

■施策(二)



安全大会において、各社1人ずつ安全優秀作業員を表彰している。

■施策(三)



安全週間の行事で、安全標語を募集し、優秀作品は横断幕を作成し掲示している。

【審査項目②】《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



仮囲い



エコパネル

仮囲いは、TiO₂加工のエコパネルを使用し、光触媒による大気浄化に寄与している。

■施策(二)



地元見学会



けんせつ小町主催の見学会

地元民を対象にした見学会、女性職員中心の子供向け見学会等継続的に開催している。

■施策(三)



新鮮市場の餅つき参加



中尾くんちの練習参加



地域道路の草刈

地域の行事には積極的に参加し、住民との良好な関係を構築している。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	5
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	0
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 23

総合計: 37

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

・⑬(四)(五):「家庭用電化製品の設置」は複数種類の設置でも加点は1ポイントのみとしました。

・⑰: 閉所日の合計が基準に達していないため、加点なしとしました。